



2月16日(月)～3月16日(月)

市の申告会場への来場には事前予約が必要です

2月16日(月)～3月16日(月)に市の申告会場で申告する場合、事前予約(当日受付不可)が必要です。

閑 税務課 ☎049-252-7116

- ・電話での予約はできません(下記インターネットでの予約方法をご覧ください)。
- ・申告書類の提出のみの場合は予約不要です(内容の確認はできません)。
- ・2月13日(金)までは、市・県民税の申告のみ税務課で受け付けます(予約不要)。

電子・郵送での申告のお願い

ご自身で申告書を作成できる方は、電子・郵送での申告にご協力ください。



市の申告会場 ※土日祝を除く(2月22日(日)は受け付けます)。

場所	とき	
	期間	時間
市役所2階会議室	2/16(月)～25(水) 3/ 5 (木)～16(月)	9:00～15:30
みずほ台コミュニティセンター	2/26(木)・27(金)	
ピアザ☆ふじみ	3/ 2 (月)	
水谷公民館	3/ 3 (火)	
水谷東公民館	3/ 4 (水)	

※市役所以外の会場は、車での来場はご遠慮ください。

※予約した時間の10分前から入場できます。予約時間を過ぎた場合は受け付けできません。

※鶴瀬西交流センターは工事休館のため、開設はありません。



所得税の確定申告のうち、以下の申告は市の申告会場で受け付けできません

- ・配当所得の申告
 - ・青色申告
 - ・雑損控除(災害関連など)の申告
 - ・住宅借入金等特別控除の申告
 - ・特定増改築・住宅特定改修・住宅耐震改修・認定住宅の控除申告
 - ・総合課税の譲渡所得の申告
 - ・土地・建物・株式の譲渡、退職、先物取引、山林所得などの分離課税申告
 - ・特定支出控除の申告
 - ・更正の請求、修正申告、過年分の申告
 - ・給与や年金の源泉徴収票や報酬などの支払調書がない場合の申告
 - ・仮想通貨の申告
- そのほか、複雑な申告や税務署の判断を要する内容は川越税務署で申告してください。

インターネットでの予約方法

予約期間 希望日の前日まで(希望日時が埋まっている場合があります)

市ホームページから予約フォームを開き、必要事項を入力して送信してください。



※往復はがき予約の受付は1月30日(金)(消印有効)までです。詳しくは、広報『富士見』1月号または市ホームページをご覧ください。

【予約ができない場合】

予約が埋まってしまった場合など

・所得税の確定申告

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から申告するか、川越税務署で申告してください(LINEでの事前発行または当日配付の入場整理券が必要)。

・市・県民税の申告

電子・郵送で申告するか、対面での申告が必要な方は2月13日(金)までに税務課にお越しください。

■ インターネット予約をお手伝いします

スマートフォンなどをお持ちでない方や予約方法が分からぬ方向けに予約のお手伝いを行いますので、下記「予約時の注意事項」を確認し、税務課にお越しください(来場予約は不要)。

※スマートフォンをお持ちの方はご持参ください。

※税の申告や相談は受け付けできません。

※希望日時が埋まっている場合があります。

予約時の注意事項

(必ず確認し、予約してください)

- ・家族分で複数申告する場合は、その件数分予約をお取りください。
- ・申告以外は受け付けできません。
- ・収支内訳書や医療費控除の明細書などの代行作成はできません。来場時に作成できていない場合は受け付けできません。
- ・予約状況の問合せには対応できません。

Fujimi × 55コレクション2026

事前に申し込みのあった参加者が、ユニクロららぽーと富士見店の経験豊富なショップ店員にトータルコーディネートをしてもらい、富士見市PR大使で現役モデルの下川原リサさんのウォーキング指導でランウェイを歩きます。

洋服とメイクのトータルコーディネートによる華やかなファッショショをぜひ見にきませんか。

とき 2月23日祝午前11時～正午

場所 ららぽーと富士見1階屋内広場

共催 三井ショッピングパーク ららぽーと富士見、市教育委員会

協力 ユニクロららぽーと富士見店、POLA THE BEAUTY ららぽーと富士見店

問 水谷東公民館 ☎048-473-8717



下川原 リサさん

ふわっふーに 会いに行こう！

同日開催！

富士見市マスコットキャラクター「ふわっふー」のグッズ販売や写真撮影会を行います。

時間 午前10時20分ほか

そのほかの時間について、詳しくは市ホームページをご覧ください。

※各15分程度、申込不要

問 シティプロモーション課

☎049-256-7894



親子で楽しめる！ 簡単な工作&体験コーナー



「ロープでわんちゃん作り」や「つるちゃんすごろく」など、普段は市内の各公民館で行われている親子で楽しめる簡単な工作などが体験できます。

時間 午後2時～4時



詳しくは
こちら▼



パブリックコメント(市民意見提出手続)

富士見市建築物耐震改修促進計画(案)

地震発生時の被害を軽減するために、既存耐震不適格建築物の耐震化を目指し、耐震化の促進を図るための施策をまとめた計画(案)です。

閲覧・募集期間 2月2日(月)～3月2日(月)

〒354-8511(所在地は記載不要)

提出先 富士見市役所建築指導課
FAX049-254-0210

問 建築指導課 ☎049-252-7127

第4次富士見市地域福祉計画(案)

地域共生社会の実現に向けて、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくよう、互いに支え合う地域社会づくりを目指すための計画(案)です。

閲覧・募集期間 2月2日(月)～3月2日(月)

〒354-8511(所在地は記載不要)

提出先 富士見市役所福祉政策課
FAX049-255-1395

問 福祉政策課 ☎049-252-7102

【共通事項】

意見の提出方法 記入用紙に記入し、Web・FAX・郵送(必着)・窓口で提出してください。

各案の閲覧と記入用紙の配布

市ホームページ、市政情報コーナー(市役所本庁舎1階)、各担当課、各公民館・交流センター・コミュニティセンター、ピアザ☆ふじみ、中央図書館、図書館鶴瀬西分館

【注意事項】

- ・意見提出の際は、住所・氏名などの記載が必要です。住所・氏名などは公表しませんが匿名での意見は受け付けません。
- ・いただいた意見に個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見の内容とそれに対する市の検討結果と考え方を公表します。
- ・いただいた意見は、意見概要として要約することができます。
- ・各案に直接関係しないものや賛否のみのものは、公表結果から除くことがあります。



物価高対応子育て応援手当を支給します

詳しくは
こちら▶

0歳～高校3年生年代の子ども1人につき、2万円の物価高対応子育て応援手当を支給します。原則申請は不要ですが、公務員や令和7年10月1日以降に出生した児童の保護者などは申請が必要です。申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

なお、富士見市以外で令和7年9月分の児童手当を受けた方(公務員を除く)、令和7年9月30日時点で富士見市以外にお住まいの方(新生児の保護者を除く)は、住んでいた自治体にお問い合わせください。

問 子育て支援課 ☎049-293-9092

対象

- 令和7年9月分の児童手当の支給対象児童
※令和7年9月に出生した児童は10月分
- 令和7年10月1日～令和8年3月31日に出生した児童(新生児)

【支給対象のうち申請が必要な方】

- 職場から児童手当を受給する保護者(公務員)
- 新生児の保護者
- 令和7年10月1日以降に離婚などにより児童手当の申請が必要になった保護者



指定管理に関するお知らせ

■ 放課後児童クラブの指定管理者の決定

指定管理者	指定期間	問合せ
シダックス大新東ヒューマンサービス(株)	令和8年4月1日～令和13年3月31日	保育課 ☎049-252-7136

■ 指定期間の変更

施設名	指定管理者	指定期間(変更後)	問合せ
キラリ☆ふじみ	(公財)キラリ財団	令和11年3月31日まで	文化・スポーツ振興課 ☎049-257-6352
針ヶ谷コミュニティセンター	日本環境マネジメント(株)	令和10年3月31日まで	鶴瀬西交流センター ☎049-251-2791



デマンドタクシーに関するお知らせ

富士見市デマンドタクシー(タクシー補助制度)は、制度継続に向けて準備をしています。



現在有効な利用登録証をお持ちの方には、3月下旬ごろに新しい利用登録証を送付予定です。

利用には事前に登録が必要です。登録方法や対象者など、詳しくはお問い合わせいただけ、市ホームページをご覧ください。

問 都市計画課 ☎049-252-7128



重度心身障害者医療費の対象者を拡大します

詳しくは
こちら▼

4月1日から重度心身障害者医療費助成制度の対象を拡大し、精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちの方も助成の対象となります。対象者には申請書を送付します。

対象者 4月1日以降有効な精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている方

- 所得制限あり
- 65歳以上で初めて精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けた方、こども医療費、ひとり親家庭等医療費の受給者、生活保護受給者、すでに重度心身障害者医療費を受給している方を除く。

対象医療費 自立支援医療(精神通院医療)が適用された医療費の自己負担分(4月診療分から)

問 障がい福祉課 ☎049-257-6114

